

第2節 清掃

1 ごみ処理事業

(1) 収集 (環境事業部 環境事業管理課、環境業務課、環境事業所)

① 家庭ごみ収集方法

種別	収集回数	収集方式
生活ごみ	週2回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
缶・びん	月2回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
ペットボトル	月2回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
プラスチック製容器包装	週1回	各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式
小型金属	月1回	各戸方式、ステーション方式
蛍光管・ボタン電池 ・水銀体温計等	随時	拠点回収
使用済小型家電 ^{※1}	随時	拠点回収
インクカートリッジ	随時	拠点回収
粗大ごみ ^{※2}	申込制	各戸方式、ステーション方式

※1 使用済小型家電の対象品目であっても回収ボックス (8cm×30cm) に入らない場合は、粗大ごみ (不燃小物類) として回収 (パソコンを除く)

※2 不燃小物類を含む

(注) 上記以外に、市が収集する継続ごみ (日曜日及び1月1日から3日までを除く毎日・申込制)・臨時ごみ (申込制) がある。なお、排出者自ら清掃工場に自己搬入することも可能である。

② 令和5年度家庭ごみ収集状況

収集量 (t)			家庭ごみ収集世帯数 (世帯)		
直営	委託	合計	直営	委託	合計
2,274 (1.5%)	153,516 (98.5%)	155,790	—	402,466 (100.0%)	402,466

(注) 直営の収集量は、粗大ごみ (不燃小物類を含む)、使用済小型家電である。

(注) 委託の収集量は、生活ごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属、蛍光管・乾電池・水銀体温計等、インクカートリッジ、継続ごみ、臨時ごみである。

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

[家庭ごみ収集量 内訳]

区分		収集量 (t)	割合 (%)
ごみ	生活ごみ	138,666	96.7
	粗大ごみ※	3,403	2.4
	継続ごみ	1,207	0.8
	蛍光管・乾電池 ・水銀体温計等	108	0.1
	合計	143,384	100.0
資源	缶・びん	4,941	39.8
	ペットボトル	2,323	18.7
	プラスチック製容器包装	4,791	38.6
	小型金属	313	2.5
	使用済小型家電	38	0.3
	インクカートリッジ	1	0.0
	合計	12,406	100.0

※ 不燃小物類を含む

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

(注) 表中の「0」は0.5未満、「0.0」は0.05未満であることを示している。

③ 手数料

区分		単位	手数料
継続的な処理	1月 (おおむね週6回で1回につき1容器(36リットル))	家庭廃棄物	3,100円
		事業系一般廃棄物	5,400円
臨時的な処理	1トン又は2立方メートル	家庭廃棄物	8,800円
		事業系一般廃棄物	17,600円
清掃工場 直接搬入	破碎施設を使用する廃棄物	100kgまで	1,700円 100kgを超える場合は10kgごとに 170円
	その他の廃棄物	100kgまで	1,100円 100kgを超える場合は10kgごとに 110円
粗大ごみ		1個	400~2,000円

(注) 処理数量がこの表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。

④ 施設

名 称	環境事業所	
所 在 地	南区赤坂台 5-41-1	
電 話 番 号	273-2672	
敷 地 面 積	2, 630 m ²	
延 床 面 積	1, 611 m ²	
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	
開設年月日	平成10年4月1日	
収集事業	粗大ごみ※収集	ふれあいサポート収集

※ 不燃小物類を含む

(2) 処理 (環境事業部 環境事業管理課、環境施設課、クリーンセンター管理課)

① 令和5年度処理状況

ア 清掃工場搬入量

区 分		搬入量 (t)	割 合 (%)
家庭系	生活ごみ	138, 666	61. 2
	粗大ごみ※1	3, 403	1. 5
	継続ごみ※2	1, 207	0. 5
	直接搬入ごみ	7, 177	3. 2
	選別後残渣※3	1, 670	0. 7
事業系	継続ごみ※2	9, 435	4. 2
	許可業者搬入ごみ	54, 819	24. 2
	直接搬入ごみ	8, 931	3. 9
環境系	環境美化ごみ	1, 224	0. 5
合 計		226, 532	100. 0

※1 不燃小物類を含む

※2 申込個数により家庭系と事業系に案分

※3 資源物の選別の際に発生した残渣を計上したもの

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

イ 清掃工場別搬入量

	東工場	臨海工場
年間総量 (t)	99,684	126,849
年間受入日数 (日)	362	362
1日平均 (t)	276	351

ウ リサイクル量

区分	リサイクル量 (t)	割合 (%)
缶・びん	4,469	10.2
ペットボトル	1,535	3.5
プラスチック製容器包装	4,233	9.7
小型金属	306	0.7
古紙類 ^{※1}	34	0.1
使用済小型家電	32	0.1
集団回収	13,580	31.0
蛍光管・乾電池・水銀体温計等	108	0.2
インクカートリッジ	1	0.0
廃内古紙	420	1.0
自主資源化 ^{※2}	1,491	3.4
剪定枝等	5,469	12.5
破碎処理施設からの鉄類回収 ^{※3}	581	1.3
溶融スラグ・メタル ^{※4}	11,566	26.4
合計	43,826	100.0

※1 清掃工場で回収した古紙類

※2 民間の排出事業者（堺市内）が直接民間再資源化事業者と契約してリサイクルしている量

※3 クリーンセンター東工場第一破碎施設で破碎処理後に回収した鉄類等

※4 クリーンセンター臨海工場で溶融処理した際に生成される溶融固化物
(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

(注) 表中の「0」は0.5未満、「0.0」は0.05未満であることを示している。

エ 埋立量

単位: t

焼却灰・処理灰	直接埋立	合計
18,339 (99.9%)	20 (0.1%)	18,359

② 施設

ア 焼却施設

名 称	クリーンセンター 東工場第一工場	クリーンセンター 東工場第二工場	クリーンセンター 南工場	クリーンセンター 臨海工場
所 在 地	東区石原町1-102		南区御池台5-1-1	堺区築港八幡町 1-70
電 話 番 号	252-0815		-	282-7400
敷 地 面 積	54,733m ²		49,592m ²	29,953m ²
建 築 面 積	2,724m ²	7,927m ²	3,512m ²	7,445m ²
延 床 面 積	5,476m ²	22,792m ²	5,406m ²	13,624m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリー ト造地下1階地上6階 建	鉄筋コンクリート造 及び鉄骨造地下1階 地上4階建	鉄骨鉄筋コンクリ ート造地下1階地上 5階建
開設年月日	昭和52年4月1日	平成9年4月1日	昭和48年4月1日	平成25年4月1日
処理能力	150 t / 日 × 2基	230 t / 日 × 2基	150 t / 日 × 3基	225 t / 日 × 2基

(注) クリーンセンター東工場第一工場1号炉及びクリーンセンター南工場については、休止している。



クリーンセンター東工場第一工場



クリーンセンター東工場第二工場



クリーンセンター臨海工場

イ 破碎処理施設

名 称	クリーンセンター 東工場第一破碎施設	クリーンセンター 東工場第二破碎施設	クリーンセンター 臨海工場
所 在 地	東区石原町1-102		堺区築港八幡町 1-70
電 話 番 号	252-0815		282-7400
構 造	鉄骨鉄筋コンクリ ート造スレート張 地下2階地上3階建	(東工場第二工場内)	(臨海工場内)
開設年月日	昭和54年4月1日	平成9年4月1日	平成30年7月31日
処理能力	100 t / 日 (5h)	50 t / 日 (5h)	60 t / 日 (5h)

(注) クリーンセンター東工場第一破碎施設については、休止している。

ウ 資源化施設

名 称	リサイクルプラザ	貯留施設
所 在 地	中区深井畠山町30-1	東区石原町1-102 (クリーンセンター東工場内)
電 話 番 号	279-7953	252-0815
敷 地 面 積	1, 994m ²	54, 733m ²
建 築 面 積	975m ²	1, 414m ²
延 床 面 積	1, 854m ²	1, 414m ²
構 造	鉄骨造3階建	鉄骨造平屋建
処 理 能 力	缶・びんの選別 30t／日 (5h)	(貯留容量 2, 204m ³)



リサイクルプラザ



貯留施設

工 埋立処分地

名 称	南 部 処 理 場		
処 分 地 区 分	旧処分地	第1期	第2期
所 在 地	南区畠1344		
電 話 番 号	293-5243		
埋 立 期 間	昭和53年11月～ 昭和63年10月	昭和63年11月～ 平成4年9月	平成4年10月～ 平成21年3月
埋 立 面 積	37, 249m ²	37, 200m ²	33, 800m ²
埋 立 容 量	403, 000m ³	194, 600m ³	466, 100m ³
浸出水処理施設	処理能力 500m ³ ／日		

(注) 平成20年9月の南部処理場への搬入停止後は、大阪湾広域臨海環境整備センターに全量搬入している。



南 部 処 理 場

(3) 産業廃棄物処理（第14章17-19頁参照）

(4) 環境美化対策（環境事業部 環境業務課）

① 不法投棄防止対策

不法投棄の未然防止として、各区役所や施設管理者と連携を図り、不法投棄多発地点の監視カメラ設置や巡回パトロールを行っている。令和5年度の道路上に不法投棄されたごみ処理件数は1,951件であった。

② 地域美化活動の支援

アドプト制度を取り入れた「堺市まち美化促進プログラム」により、本市の歩道、その他の公共施設の一定区域における清掃、緑化などの自主的なボランティア美化活動を定期的に実施する自治会、企業その他の団体に対し、清掃用具の貸し出し、傷害保険への加入、ごみや泥等の収集支援を行っている。

堺市まち美化促進プログラムには、令和5年度末現在で217団体（活動人数：7,135人）の登録がある。

また、町会や市民ボランティア団体による清掃活動で出たごみ収集を支援し、令和5年度は3,522件の収集作業を実施した。

③ 路上喫煙等対策

平成21年10月に路上喫煙や空き缶等のポイ捨てに対する罰則が規定された堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例を施行し、平成22年4月には堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺を「路上喫煙等禁止区域」に指定（令和3年1月には堺東駅南側公衆用道路を追加）し、平成23年4月からは違反者の過料徴収など実効性のある対策に取り組んでいる。また、全市的な取組として、市内主要駅頭での啓発キャンペーンを実施している。更に、平成26年12月に堺東駅西側周辺と中百舌鳥駅周辺を、平成29年1月に三国ヶ丘駅周辺を、平成31年3月に堺市駅周辺及び堺市駅前商店街周辺を、令和4年4月に光明池駅周辺を「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」に指定し、重点的に啓発活動を実施している。加えて、市民や来訪者の喫煙マナー等の更なる向上を図るため、市が実施する喫煙マナー向上のための様々な取組に参加していただける市民や事業者をサポートとして登録する「路上喫煙等マナー向上サポート制度」を開始し、市民や事業者と協働した取組を進めている。

(5) 亡くなった犬や猫などの小動物の引き取り等（環境事業部 環境業務課）

ペットなど亡くなった犬や猫などの小動物を引き取り清掃工場または令和2年6月より市が委託している事業者が所有している動物専用炉で焼却している。引取手数料は、飼い主のあるものは1件につき1,900円、飼い主のないもの及び持ち込む場合は無料である。動物専用炉での焼却手数料は、2kg未満は1,000円、2kg以上5kg未満は2,000円、5kg以上10kg未満は3,500円、10kg以上は5,000円である。

円である。令和5年度の焼却数は6,937体であった。

(6) 減量化・リサイクル対策（環境事業部 資源循環推進課、クリーンセンター管理課）

① 堺市有価物集団回収報償金交付制度

ごみの減量と資源の有効利用を推進するため、地域で自主的に行われている集団回収に対し、報償金を交付する制度を設けている。対象品目は新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パックと、古着・古布で、報償金は1kgにつき4円である。

令和5年度実施状況

回 収 量 (t)						報償金総額 (千円)
新聞	雑誌・その他の古紙	ダンボール	紙パック	古着・古布	合計	
7,420	2,571	2,653	30	904	13,580	54,234

(注) 回収期間は、令和5年2月～令和6年1月である。

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

② 資源回収事業

ア 分別収集

ごみの減量と資源の有効利用のため、平成21年10月から旧堺市区域でペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属の分別収集を開始し、平成22年4月からは古紙類を除き美原区も分別収集品目の統一を行った。なお、美原区における古紙類の分別収集については、令和3年3月31日に終了した。

イ 捄点回収

○ 使用済小型家電

平成27年8月から、貴金属・レアメタル等の資源の有効活用を図るため、使用済小型家電のリサイクルを開始した。本庁・区役所（7か所）、市内協力店舗（15か所）に回収ボックスを設置し、回収している。

○ インクカートリッジ

平成29年11月から、資源の有効活用を図るため、インクカートリッジのリサイクルを開始した。本庁・区役所（7か所）、市内の協力店舗（19か所）に回収ボックスを設置し、回収している。

③ 事業系ごみの減量化・リサイクル対策事業

ア 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例において、一定基準以上の延べ床面積を有する事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務づけ、計画書に基づく実施状況を訪問調査し、排出前対策や資源化に

よるごみの減量を強く求めている。また、清掃工場において搬入物検査を隨時実施し適正処理の指導を行っている。

イ 事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場搬入禁止

事業系一般廃棄物の約 22%を占める紙類のリサイクル促進及び清掃工場の負担軽減のため、令和6年1月から、事業所から出るリサイクル可能な紙類（機密文書を含む）の搬入を禁止している。

搬入禁止に際し、公共施設や市内協力事業者（スーパー等）へのポスター掲示依頼、紙類の排出事業所に対してリーフレット等の配布、古紙分別グッズ（古紙分別図鑑、分別ラベル）の市ホームページへの掲載、希望する事業所への出張説明、事業系古紙リサイクルセミナーの開催（令和5年8月）等、情報発信を実施している。また、排出事業者に対する立入検査や適正排出の指導をはじめ、搬入禁止後は清掃工場における搬入物検査を強化している。

ウ 事業系古紙のリサイクルの推進

事業者から排出されるリサイクル可能な紙類をリサイクルルートへ誘導するため、平成30年4月から「堺市事業系古紙回収協力事業所制度」を開始し、令和5年7月に紹介を希望する古紙取扱事業所（機密文書取扱事業所を含む）の市ホームページへの掲載を行い、排出事業者に周知を行っている。

④ 情報発信事業

ごみの4R運動（①Refuse（リフューズ）：ことわろう～発生源でごみを断つ～②Reduce（リデュース）：げんりょうしよう～ごみとなるものを減量する～③Reuse（リユース）：くりかえしつかおう～くり返し使う～④Recycle（リサイクル）：さいしげんかしよう～再資源化する～）をごみの発生・排出抑制、減量化の基本方針とし、以下の事業を行っている。

ア 出前講座

職員が講師として地域に出向き、スライドやごみの見本等を用いて、ごみの減量化・リサイクルや分別、「生きごみさん（※）」等について説明

（※）段ボール箱を使い、腐葉土中に生息する微生物（好気性菌）等と米ぬかを利用した、家庭でも気軽に取り組める生ごみの堆肥化方法

イ ごみ処理施設見学会

クリーンセンター東工場第二工場や臨海工場、リサイクルプラザで行う施設見学や小学校の社会見学

ウ 堺市ごみ減量化推進員制度

地域でのごみの減量化推進における市と市民との橋渡しを担うごみ減量化推進員（単位自治会に原則1人）の設置

エ 堺市食べきり協力店制度

食品ロスなどの食品廃棄物の削減に向けて、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活

動などに取り組んでいる飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信

オ 堺市エコショップ制度

使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店等を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組の情報を発信

カ 使い捨てプラスチック削減の推進

事業者、市民団体、本市の3者で「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結し、協定に基づき、使い捨てプラスチック削減イベント「プラっとフリー」を実施

その他、ごみ減量ポスター展の開催や各区民まつり等イベントへの参加など様々な機会を利用し、情報発信を行っている。

これらの情報発信活動により、市民のごみ減量化・リサイクルへの理解を一層深め、循環型社会の構築に向けての意識改革を図っている。

キ 紙類のリサイクル推進

生活ごみに多く含まれるリサイクル可能な紙類について、集団回収の推奨と合わせ、民間の古紙回収事業所や回収拠点を紹介し、集団回収を利用できない市民のリサイクル推進に向けた情報を発信している。

(7) 事業系一般廃棄物処理業等（環境事業部 資源循環推進課）

事業系一般廃棄物の収集運搬について、排出事業者自らが収集運搬を行わない場合であっても、自己処理の責任を明確にするために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬業の許可制度を設けている。

また、ごみの減量化や資源化を目的に、適正に再生処理されることが確実であると認められる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処分業の許可又は再生利用業の個別指定を行っている。

一般廃棄物処理業許可件数

事業の種類	許可件数
収集運搬業	82
処分業	2

一般廃棄物再生利用業個別指定件数

事業の種類	指定件数
再生輸送業	10
再生活用業	1

(8) 廃棄物発電（環境事業部 クリーンセンター東工場、環境施設課）

クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場では、地球温暖化防止の一環としてCO₂の排出抑制につながる廃棄物発電を行っている。各清掃工場で使用する電力を廃棄物発電で賄い、余剰電力を電気事業者に売却している。また、クリーンセンター東工場第二工場では、平成16年4月から

市立のびやか健康館にも余剰電力を供給している。令和5年度は、年間総発電量のおよそ2/3を余剰電力として売却した。

発電出力

	東工場第二工場	臨海工場
蒸気タービン発電機	12,600kW	13,500kW
ガスタービン発電機	4,100kW	-
ガスエンジン発電機	-	815kW×3基
合 計	16,700kW	15,945kW

(9) のびやか健康館（環境事業部 環境事業管理課）

ごみの焼却余熱を利用した、プールやテニスコートなどの多種多様なスポーツ施設を配置した複合型健康増進施設である。

所在地	北区金岡町2760-1
電話番号	246-5051
敷地面積	26,500m ²
建築面積	6,732m ²
延床面積	9,866m ²
開設年月日	平成16年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地下1階地上2階建
事業方式	公設民営方法
施設運営主体	株式会社COSPA ウエルネスを指定管理者として指定



のびやか健康館

施設の概要

屋内施設	温水プール	○25mプール（7コース） ○ファミリープール ○マッサージプール（体をリラックスさせるプール） ○ウォーキングプール（水中歩行用プール）
	フィットネス	ジム、スタジオ
	温浴施設	大浴場、露天風呂、サウナ
	屋内スポーツ練習場	テニス、フットサル（ミニ・サッカー）等に対応
屋外施設	多目的グラウンド等	
付帯施設	駐車場、駐輪場等	

（注）蒸気・電力は隣接する東工場から供給している。

2 し尿処理事業

(1) 収 集 (環境事業部 環境業務課)

① 収集方法

おおむね月2回の収集を委託業者により有料で実施している。

② 令和5年度収集状況

収集量 16,598kL (浄化槽汚泥を含まない。) 収集世帯 2,811世帯

③ 手数料

ア 手数料一覧

(平成12年4月1日改定)

種別	区分		単位	手数料	
し尿	継続的な処理	定額制によるもの	1人 1月	普通便槽	240円
				無臭便槽	240円 ただし、1便槽につき360円を加算する。
	従量制によるもの		30L	簡易水洗式便槽	620円
					180円
臨時的な処理	便所の改造、廃止その他 特別の理由によるもの		1回	基本手数料	1,200円
				し尿量手数料 (300Lまでごと)	1,800円

(注) 1 処理数量が、この表の単位の欄の定める数量（以下「単位量」という。）未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。

2 区分の欄において、従量制によるものとは次のとおりとする。

(1) 事業所等で不特定の人が使用する便槽

(2) その他市長において特に従量制によることが適當であると認める便槽

3 手数料の欄において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通便槽：構造上、便器の使用時、し尿収集時等に水の使用又は投入を必要としないものをいう。

(2) 無臭便槽：構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものをいう。

(3) 簡易水洗式便槽：構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。

イ 徴収方法

○ 定額制

納入通知書を発行し徴収する。

○ 従量制

収集した月の翌月20日までに市の徴収委託業者が徴収する。

○ 臨時収集

収集時に市の徴収委託業者が徴収する。

(2) 処理 (環境事業部 環境事業管理課、浄化ステーション)

① 令和5年度処理状況

浄化ステーション		三宝水再生センター		合計
処理量	構成比	処理量	構成比	
27, 116kL	78. 8%	7, 308kL	21. 2%	34, 424kL

(注) 端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

② し尿処理施設

名 称	浄化ステーション	三宝水再生センター (し尿処理に係る部分)
所 在 地	西区草部1120-1	堺区松屋大和川通4-147-1
電 話 番 号	271-1493	232-4958
敷 地 面 積	10, 468m ²	...
建 築 面 積	1, 651m ²	335m ²
延 床 面 積	3, 396m ²	757m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建	...
開設年月日	平成16年9月10日	平成22年4月18日
処理方 式	前処理+下水圧送	下水道直接投入方式
処理能 力	280kL／日	100kL／日

(注) 三宝水再生センターは、上下水道局下水道施設部所管の施設



クリーンセンター浄化ステーション

(3) 一般廃棄物 (浄化槽清掃汚泥等) 処理業 (環境事業部 資源循環推進課)

浄化槽清掃汚泥等の適正な処理を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬業の許可制度を設けている。

事業の種類	許可件数
収集運搬業 (浄化槽清掃汚泥等)	24